

熱海市税外収入の督促等に関する条例及び熱海市育英事業条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月18日

熱海市長 齊藤 栄

## 熱海市条例第26号

熱海市税外収入の督促等に関する条例及び熱海市育英事業条例の一部を改正する  
条例

(熱海市税外収入の督促等に関する条例の一部改正)

第1条 熱海市税外収入の督促等に関する条例(昭和46年熱海市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第2条」を「第2条第1項」に、「、当該納期限」を「、当該分担金等の納期限」に改め、同条第2項中「特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))」に改め、「(以下「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第4項中「よって」を「より」に改める。

(熱海市育英事業条例の一部改正)

第2条 熱海市育英事業条例(昭和42年熱海市条例第9号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))」に改め、「(以下「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。